

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」

会議録要旨（全文）

日 時：令和7年2月7日（金） 午前10時から正午まで
場 所：みやぎハートフルセンター3階 中会議室
（仙台市青葉区上杉三丁目3番1号）
出席者：大庭克己委員、鹿野明美委員、工藤史委員、佐藤美紀子委員、関澄子委員、
竹下小百合委員、西浦和樹委員、本図愛実委員、武藤裕子委員
（以上、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
大橋雄介委員、佐々木とし子委員、高橋美智子委員、立岡学委員
（以上、子ども・子育て会議委員）

1. 開 会

○司会 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、また足元が悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

司会を務めます子育て社会推進課の小野寺と申します。よろしくお願いします。

この会議は、次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て会議条例に基づくそれぞれの会議を合同で開催しております。

2. 挨 拶

○司会 それでは、会議開催に当たりまして、保健福祉部長の志賀よりご挨拶を申し上げます。

○志賀保健福祉部長 皆様、おはようございます。保健福祉部長の志賀でございます。

本日は大変お忙しい中、また、あいにくこういった天気の中、県庁から離れたこの会議室にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。晴れていれば、今年度から新しくできた会議室でございましたので、しっかりとご紹介もできればと思っていたんですが、それもちょっと半減してしまったような形で大変恐縮でございます。

本日の会議に先立ちまして、まずもって、次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様におかれましては、今期から新任のお二方を含めまして15人の方々にご就任賜りました。今後3年間の任期ということでございますので、何とぞよろしくお願いをしたいと思います。また、子ども・子育て会議の委員の皆様におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

さて、前回の会議でございましたが、みやぎこども幸福計画の中間案についてご審議を賜り

ました。委員の皆様から貴重な御意見を多数賜りましたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

本日は、その後、中間案のパブリックコメントを実施いたしました。また、集中審議といった形で県議会への報告もさせていただいたところございまして、そちらから得られたご意見も踏まえまして最終案を調整させていただきまして、それをご説明させていただきたいと思っております。委員の皆様には、ご専門の分野から、また日々の現場の視点から忌憚のない意見を賜ればと思っております。

なお、本日のご審議をいただいた後、知事を本部長といたします県庁内次世代育成支援・少子化対策推進本部に諮りまして、計画が正式決定となる予定となっておりますけれども、計画はつくって終わりではございません。4月以降の実施に向けて、本計画が実のあるものになるよう、引き続き皆様にはご意見等をいただいてまいりたいと思っております。よりよい施策の推進に、新年度予算の実施も含めまして力を入れてまいりたいと思っております。

結びになりますが、本会議が活発かつ有意義なものになりますよう改めて皆様のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 次に、事前に送付しております会議資料につきまして確認させていただきます。配付資料は、委員名簿、事務局名簿及び座席表に加えまして、資料1が5枚、資料2、計画本文が1部、資料3、事業一覧が1部、また机上配付資料として令和7年度当初予算の概要が1部、配付させていただきます。

この会議は、次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て会議条例に基づくそれぞれの会議を合同で開催しておりますが、昨年12月に宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員の一斉改選がございました。委嘱状につきましては、会議時間の都合上、新委員の皆様の机上に配付させていただいておりますので、ご承知おきください。

ここで、会議の成立についてご報告いたします。本日は所用により、名簿1番の阿部祥大委員、6番西城あや委員、7番齋藤勇介委員、10番塩野悦子委員、11番末永めぐみ委員、17番濱田久美委員、18番引地淑子委員、20番水戸理恵委員の8名がご欠席でございます。なお、名簿14番の竹下小百合委員から申出がございまして、竹下委員に関しましてはオンラインでご参加いただいております。竹下委員に関しても、次世代育成支援対策地域協議会条例第4条第2項及び子ども・子育て会議条例第4条第2項に規定する出席として取り扱います。本日は、会場設備の都合でディスプレイがございませんので、マイクスピーカーから音声のみのご出席とな

ります。

委員の皆様におかれましては、恐縮ではございますが、発言の際は、冒頭でお名前をお知らせの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

したがいまして、次世代育成支援対策地域協議会においては15名中9名、子ども・子育て会議につきましては19名中13名の委員の皆様にご出席をいただいております、いずれも過半数を上回ることから、条例の規定により本会議は成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、情報公開条例に基づき公開とさせていただきます。また、議事録は県政情報センターや県ホームページなどで公開することになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、名簿の21番武藤裕子委員におかれましては今回初めてご出席いただきますので、一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願い致します。

○武藤委員 おはようございます。富谷市立富谷中学校校長の武藤と申します。

本校は、不登校特例校、今は学びの多様化学校といいますが、その分教室を持っているというちょっと特殊な運営のほうに携わっております。昨年度まではこちら側に座っていた一員としましてこの計画の足がかりを見て、本日、この仕上がりのところに参加させていただくご縁を非常に感じております。一生懸命学ばせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、先立って宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員の一斉改選がございましたが、会長及び副会長職につきましては、宮城県子ども・子育て会議をご兼任いただいております本図会長と西浦副会長に引き続きご就任いただきます。よろしくお願い致します。

それでは、以後の議事進行につきましては、条例の規定により本図会長をお願いいたします。よろしくお願い致します。

3. 議 事

(1) 「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」最終案について

○本図会長 ありがとうございます。それでは、皆様、本日も貴重なお時間をいただいております、ありがとうございます。皆様のご協力を賜りまして議事を円滑に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は1件でございます。「みやぎこども幸福計画」最終案についてとなります。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（三浦子育て社会推進課長） 宮城県子育て社会推進課の三浦と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

説明につきましては、着座にて失礼いたします。

それでは、議事、「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の最終案につきましてご説明をいたします。

昨年11月の会議におきまして新しい計画の中間案について皆様からご意見をいただきましたが、その後、昨年12月からパブリックコメントを実施いたしましたほか、県議会でもご審議をいただいております。こちらの会議の皆様からいただいたご意見に加えまして、県民の皆様及び議会からいただいたご意見等を踏まえて庁内で検討を重ねました結果、このたび最終案として取りまとめたものが、お手元に配付いたしました資料2「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」最終案となっております。こちらはかなりボリュームがございますので、本日は、主な修正点等についてまとめさせていただきました、資料1、中間案からの主な修正点を中心に説明をさせていただきます。資料1には、本文、資料2のページ番号も記載をしておりますので、適宜資料2をご参照いただきながらご覧いただければと思います。

なお、中間案からの主な修正点等に関しましては、資料2の中におきましても下線を引く形でお示しをしております。また、こちらの計画の第Ⅴ章のそれぞれの施策内容にひもづく具体の事業につきましては、資料3、関連する主な事業として一覧で整理をさせていただいております。

それでは、まず資料1の1ページ目をご覧ください。

こちらの資料の向かって左側に11月22日に開催いたしました審議会でのご意見を要約しております。それに対しまして、向かって右側が計画への反映状況をお示ししているものになります。順番にご説明をいたします。

1つ目といたしまして、基本理念への「こどもアンケート」調査結果の反映についてでございます。こどもアンケートの中で子どもたちの自己有用感が低いといった結果が判明したのであれば、その内容を基本理念にも反映させるべきとのご意見を踏まえまして、計画本文への反映を行っております。向かって右手をご覧くださいまして、第Ⅰ章の1ページ目、「みやぎこども幸福計画」の策定にあたっての第2段落について、本県では自己肯定感や自己有用感の低

い子どもの割合が全国と比較して高い傾向にあることにつきまして文言を追加しております。

また、併せて文章全体の構成を調整させていただきました。また、5ページ、第Ⅱ章の箇所なりますけれども、基本理念の達成に向けた視点の1つ目、「すべてのこども・若者の幸せの視点」について、全ての子どもの成長に当たって自己肯定感や自己有用感を高めていくことにつきまして表現を追加しております。

次に、市町村等との連携・協働についてでございます。本文第Ⅲ章の該当する箇所にもっとメッセージ性を込めてはどうかというご意見をいただいております、計画の8ページの該当する箇所につきまして、施策の推進に当たって、市町村との連携・協働が不可欠であり、支援や連携を一層推進していくこと、また、市町村のみならず様々な団体と連携・協働していく必要があること等を盛り込むこととし、全文を修正しております。

あわせて、NPO等との協働についてですが、第Ⅲ章の同じ箇所におきまして、連携・協働先としてNPOを明記させていただきましたほか、第Ⅴ章においても、NPO等との連携が求められる、あるいは現に連携をして取組を進めている施策につきまして、その内容を踏まえそれぞれの箇所に明記をさせていただきました。具体的には、11ページの「遊びや体験活動の推進」、19ページの「こどもの貧困対策」、65ページの「地域子育て支援」といった箇所に追記をさせていただいております。

資料1の裏面にお進みください。

次のトピックといたしまして、闇バイト対策についてでございます。闇バイトにまつわる問題がクローズアップされたことを受けまして、こどもを犯罪に加担させないための相談対応等の取組について記載が必要ではとのご意見を頂戴しております。ご意見を踏まえまして県警とも検討を行いました結果、第Ⅴ章35ページから36ページ、「こども・若者の安全・安心を守る取組」に一文を追加しております。広報啓発や犯罪に加担してしまったこども・若者の立ち直りの支援、悩みを持つこども・若者への相談体制の周知等の具体の取組も記載させていただいております。

次に、待機児童数、放課後児童クラブなどについてです。保育士や放課後児童クラブに関する職員不足が厳しい状況であること、国の制度の活用に関する市町村への支援、連携等について記載をしていただきたいとのご意見でございましたが、こちらに関しましては、まず、8ページ、市町村との連携・協働におきまして、当県における市町村との連携・協働の重要性について記載をさせていただきました。その上で、放課後児童クラブ関連につきましては、53ページの居場所づくりにおきまして、市町村への情報提供や支援の実施、人材の確保・育成等につ

いて追記をしております。また、保育士等に関しましては、第Ⅶ章、資料編の84ページに、県としての確保策、質の向上に向けた取組について明記をしております。

次に、指標・目標についてでございます。全部で14あります指標・目標について、指標間の関係性や構造化に関するご意見を頂戴したところでございます。こちらに関しましては、資料2、計画本文の74ページを一旦ご覧いただければと思います。74ページでございますが、指標の一つ一つを構造化するということはなかなか難しいところございましたけれども、先日の審議会でご指摘をいただきましたとおり、指標のうち、冒頭に2つ掲げてございます合計特殊出生率、それから県民意識調査による県民満足度につきましては、宮城県、本県の目指す姿に関するもの、それ以外の指標は具体の施策の進捗をはかるものとの観点から、これらを大きく2つに大別をいたしまして、最初の二項目については総合的な取組の成果に関する指標項目、その他の項目につきましては各施策内容に関する指標項目と類型化をさせていただきました。

なお、本日の会議に当たりまして、委員の皆様は今ご覧いただいている資料をお送りした際に、指標のうち、合計特殊出生率の目標値を設定する、あるいはそのために取り組む庁内の体制に関しまして、さらに詳細に記載をすべきではないかといったご意見を事前に頂戴をしております。本日は口頭でのご報告ということで大変恐縮でございますが、資料2、計画本文の8ページをご覧いただければと思います。

8ページ中段でございますが、3、計画の推進体制及び進行管理についての記載の箇所でございます。こちらの段落におきまして、指標及び目標の設定あるいはその進行管理につきましても触れているところでございますが、最後の段落にあります宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部が知事を本部長とした部局横断的な体制を構築しているところでございますので、ここにおきまして、県民の皆様にも分かりやすくその指標等々取組を示しながら、目標達成に向けまして県庁一丸となってこの課題に対応していくといった内容を加筆したいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料1の2枚目のほうにお戻りをいただければと思います。

こちらはパブリックコメントの意見を踏まえた修正点についてまとめてございます。

上段の枠内にパブリックコメントの概要について記載をしております。今回、パブリックコメントを実施するに当たりましての特筆すべき点といたしましては、大きく3点列挙をいたしております。まず、実施に当たりまして、主に小学校高学年から高校生までの年代を想定いたしまして、分かりやすい表現でまとめた中間案のやさしい版を作成いたしました。このやさしい版と併せてチラシを作成し、県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等に周知をし、意

見募集を呼びかけましたほか、県の公式フェイスブックなどでも周知をしております。最後に、受付方法といたしまして、若い世代からもご意見をいただきたいということで電子申請の手続も対応しております。

その結果といたしまして、下段以降のとおり、若い世代の皆様を含む多くの方からご意見を頂戴し、それらを踏まえ計画中間案の修正を行っております。こちらに向かって左側の欄がパブリックコメントでいただいた主なご意見となっております。黄色くマーカーを引かせていただいているご意見につきましては、18歳未満の方からいただいたご意見であるということを示してございます。

初めに、こどもの意見を聞ける場についてですが、子どもの意見を聞く場所をもっとつくってほしいというご意見を踏まえまして、第V章の10ページ、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」の中に、県の取組を進めることや市町村の支援を行うことについて一文を追加しております。

次に、文化芸術体験についてです。音楽等の文化芸術に関する支援をお願いしたいというご意見があり、中間案ではこの内容について触れていなかったという点を踏まえまして、計画の11ページ、「遊びや体験活動の推進」におきまして、社会奉仕体験活動、自然体験活動などに加えまして文化芸術体験を追記しております。

次に、こどもの遊び場等の整備についてですが、児童館や公園、遊び場を整備してほしいというご意見が複数ございました。こうした遊び場等の整備に関しましては、特に市町村が実施するということが多ございますけれども、市町村に対する支援につきまして、子育てしやすい環境整備の一環として国の施策内容等に関する一文を追加しております。

裏面の4ページにお進みください。

母子保健については、子どもを産む前の親に寄り添うようなサポートあるいは精神的な支えを大事にしてほしいというご意見をいただいております。こういった支援に関しましては、本文の41ページ、「産前産後の支援充実・体制強化」の中で既に事業を実施しております市町村への支援という形で盛り込んでいたところではございますが、改めて妊産婦への相談支援について表現を明記させていただいております。

次に、教員・保育士等に対する支援についてです。教員・保育士等について、勤務環境の改善や負担軽減等の支援に関するご意見をいただきました。計画への反映状況ですが、向かって右の上段が教員関係となっております。教員への支援に関しては中間案には特に言及がございませんでしたので、48ページから49ページにかけて、「信頼される学校づくり」の箇所におき

まして教職員の働き方改革や心身のケアなどについて一文を追加しております。なお、下段の保育士関係に関しましては、中間案時点で、45ページ、従事者の確保と質の向上の中で方向性を明記しておりましたほか、先ほどご説明いたしました、第Ⅶ章、資料編の「教育・保育等の従事者の確保及び質の向上」に記載してございます。

次に、男性の家事・育児に向けた支援についてです。ご意見の趣旨といたしましては、男性の育児休業だけでなく、看護休暇や転勤の抑制、時短勤務といった様々な制度の普及促進に取り組んでほしいとのことでございました。こういったご意見を踏まえまして、67ページ、共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大の中に、育児休業制度だけでなく、各種の男性の家事・育児参画のための制度の普及啓発を図ることを追記しております。

パブリックコメントを踏まえた修正点につきましては以上となります。

続きまして、資料1の5ページ目にお進みください。

計画の中間案に関しましては、昨年12月、県議会の環境福祉委員会にも報告をしており、その際にいただいた主なご意見に対しまして最終案への反映状況を取りまとめております。

初めに、体験活動についてでございますが、こども大綱に掲げられた様々な団体等との連携・協働について県計画にも盛り込むべきというご意見でございました。このご意見を踏まえまして、11ページ、「遊びや体験活動の推進」の基本的方向性に、事業者、地域活動団体、NPO等の多様な団体との連携の下、体験活動や地域活動の活性化を図るとの表現を加えてございます。

次に、特別支援教育についてですが、障害をお持ちの子どもさんと親御さんが地域の中で育っていくことができるという観点を計画に反映していただきたいとのご意見がございました。49ページ、特別支援教育の充実において、こうした観点を踏まえた施策内容を盛り込んでおりましたが、その内容をより端的に示すことができるよう、項目名の中に「インクルーシブ教育システムの推進」といった文言を追記させていただいております。

ここまでの中間案からの主な修正点でございます。

こちらの資料の下段のほうが参考情報ということになりますが、子どもさん方からの意見聴取の状況についてまとめたものでございます。

今回の計画の策定に当たりましては、他部局の事業も活用して県内の青少年から意見を聴取しております。1つ目といたしまして、共同参画社会推進課で担当しております、みやぎの青少年意見募集事業では、「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組について」のテーマで

意見を募集いたしましたほか、青少年政策モニターのうち6名と意見交換会を実施し、中学生から大学生の方々に直接意見を伺っております。また、高校教育課で実施いたしました、みやぎ高校生フォーラムを活用し、高校生の方々から計画に関する意見を聴取したほか、パブリックコメントについても周知を図っております。主な意見につきましては資料の下段にお示ししたとおりですが、例えば経済的な支援や社会の機運醸成、こどもの交流や居場所、進路や学力向上に対するご意見等もございまして、こうした意見につきましても最終案を取りまとめる際の参考とさせていただいております。

続きまして、資料2の82ページをご覧ください。

82ページの冒頭、「県及び市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策等」でございしますが、こちらは、子ども・子育て支援法に基づく県計画において記載が求められております、今後5年間の各市町村における教育・保育の量の見込み等を記載しております。

85ページをご覧ください。

こちらは、教育・保育施設を整備する際の定員数につきまして、市町村ごとに住民のニーズを表す「量の見込み」と供給を表す「確保方策」の数値を積み上げた県全体の数値及び市町村の数値を掲載しております。市町村における計画に関しましては、現在策定作業中というところも多い状況でございますので、現時点では暫定の数値を入れさせていただいております。

こちらの資料の94ページをご覧くださいまして、94ページの地域子ども・子育て支援事業、こちらにつきましても、各市町村で計画に定める数値を積み上げ、参考として掲載をしております。先ほど申し上げましたように、こちらの数値につきましては市町村計画が確定した際に変更するということがございますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、96ページをご覧ください。

V、「計画で推進する施策と内容に関連する主な事業」でございしますが、計画本文の施策内容にひもづく関連事業についてお示しをするページとなっております。この事業の一覧に関しましては、宮城県のウェブサイトにおきまして公表を予定しております。本日は、資料3、関連する主な事業としてお配りをしてありますが、その内容がこちらに該当するものとなります。

なお、資料3をご覧くださいまして、資料3の一番上、冒頭のところになりますが、本事業一覧は、令和7年度から開始される事業につきましては、おって追加の上確定し、公表する予定とさせていただいております。資料の配付のタイミングがこういうタイミングになりまして恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

すみません、資料2にお戻りをいただきまして、97ページ以降のところになります。

97ページ以降に関しましては、みやぎ子ども・子育て県民条例や計画の策定に当たりご意見をいただきました委員会等の情報を掲載しております。

また、109ページ以降につきましては、計画の策定に当たり実施をいたしました、こどもアンケート調査などの概要報告書について掲載をする予定でございますが、こちらはボリュームがございますので、今回は目次のみということでお付けしております。

最後になりますけれども、本日、皆様方の机上に配付をさせていただきます令和7年度当初予算案の概要につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。こちらは今週月曜日に記者発表させていただいたものということで、タイミング的に本日お配りすることにさせていただきます。

おめくりをいただきまして、ページ番号の8をご覧くださいければと思います。

こちらが、Ⅲ、重点項目の1、人口減少対策、そのうち（2）といたしましての自然増に向けた対策についての資料となっております。委員の皆様からは、これまでも新しい計画におきましての重点的な事業あるいは重点的な施策についてのご質問、ご意見をいただいております。県におきましては、上位計画としての新・宮城の将来ビジョンなどに関連をさせながら、毎年度、こども施策の中で県が重点項目として示すものをこういった形で打ち出しております。

令和7年度につきましては、補助対象を拡充いたします不妊検査費用助成事業、あるいは、向かって右手になりますが、同じく予算拡充を行います産後ケアサービス受皿確保支援事業、あるいは新規といたしまして男性が育児休業を取得する中小企業に対しましての新たな奨励金、このほか子育て支援パスポートのアプリ化など、結婚、妊娠・出産を望む方が希望をかなえられる環境の整備や子育てしやすい環境の整備を目指す各事業を重点的に実施してまいりたいと考えております。

次のページ、番号で言いますと21番と22番というところになりますが、こちらは、21ページの側が人口減少対策の取組が主に紹介をさせていただきますが、それに加えて、児童虐待の防止に向けました対策に関する事業、あるいは子どもの貧困対策推進に係る事業、あるいは教育委員会などが所管をいたします事業につきまして、主な事業という形で整理をしております。こういった事業が来年度特に取組を進めていくようになりますので、ご了解いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールについて簡単にご説明をいたします。

本日の会議でいただいたご意見を踏まえまして、庁内調整を図り、適宜修正等を加えさせていただいた最終案につきまして、3月末を目途に知事を本部長といたします次世代育成支援・

少子化対策推進本部会議にお諮りをいたしまして、本部会議の了承をもって計画の策定となります。策定となりました計画は、県のホームページで公表いたしますとともに、委員の皆様にも改めて報告させていただきたいと考えております。

議題につきまして、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○本図会長 ありがとうございます。

ただいま「みやぎ子ども幸福計画」最終案について説明いただきました。分量がございますので、おおよそ3つぐらいに分けて、計画を3つぐらいの章立てごとに分けて皆様からご意見をいただきたいと思います。

それではまず、計画の第Ⅰ章、策定にあたってから、第Ⅳ章、基本理念や施策等の体系図、9ページまでの間で事務局からのご説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。皆様いかがでしょうか。

(意見なし)

では、まだ最初でちょっと調子も上がっていないところがあるかもしれませんので、また戻ること十分できますので、ここでにらめっこをしておらず、まずは次の3つの固まりの2つ目でご意見をいただきたいと思います。計画の第Ⅴ章、計画で推進する施策と内容から、10ページから、ここちょっと多くなりますが、73ページまで参ります。指標の前までですね。73ページまでの間でご質問やご意見があればお願いいたします。

○立岡委員 立岡です。

前回話せばよかったのかなというぐらい、ちょっと追加してもらえたらありがたいなと思っているのが、37ページ、38ページのところなんですね。何が言いたいかというと、防災対策のところと東日本大震災のところなんですけれども、これ見ると、基本的に東日本大震災で被災した後にはいろんな影響を受けた子どもたちというところに何となく焦点が絞られている感じがするんですが、今回、能登地震を受けて僕も随分と、能登に3か月ぐらいずっと入ったりもして、いろいろ今も金沢で県庁とやり取りしている中で、今回の能登地震で結局、発災後1か月で被災高齢者の把握事業という在宅のローラーの事業を基本的にやらせてもらったときに、子どもを探すというような観点がなかったんですよ。確かに能登地域に関しては高齢化率が高いから、やっぱりじいちゃん、ばあちゃんたちがといったところにクローズアップされていて、実際には障害の相談支援専門員、あとはケアマネさん、あとは我々NPOセクターとか困窮者支援団体は入ったけれども、子どもの関連の専門家が入って実際には能登の在宅を回ったってしていないんですね。ということは、大きい災害が今後起きたときのことを踏まえて、やはり

ここに実際には何らかの形で子どもに対しても一定の施策を打ちますよというようなことは記載すべきだし、実際、だから、今後の災害に向けた取組の中において子どもをきちっと把握しますというような、そういった形で子どもを守りますというようなところがやっぱり必要なかなと。

なので、今、防災庁の議論も始まったという中において、いわゆる伝承課さんあたりが今生懸命そのところの情報収集しながら多分やっているかというふうに思うんですけども、そこでやっぱり一人一人が大事にされるという考え方の災害ケースマネジメントという考え方にに基づきながら今いろんな議論がなされているという状況下の中において、やっぱり子どもを災害から守りますというようなところの中において何らかやっぱり一文入れておくと、きちっと市町村——大変だとは思いますが。実際災害が起きたときには、実際に町村の職員さんだって災害の被災者になるから。だけれども、やっぱり子どもは守りますというようなことをどこかに記載すべきではないかな。

これは前回言うべきだったなというふうにちょっと思いながら、この前は闇バイトの話をしてもらったので、ちゃんと反映されているし、NPOも反映されているし、ありがたいなというふうに思いながら、すみません、今、僕の頭の中で災害モードになっちゃっている部分があるので、一言、このところは追記いただければありがたいなというふうに思っていましたし、伝承課さんの名前がないから、伝承課さんの名前もぜひ入れていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。

私も恥ずかしながら、灰聞するようなお話になってしまいますけれども、まさに東日本大震災の際など、県ですと最寄りの出先となりますと児童相談所とかそういったところになるかとは思いますが、児童相談所が例えばお子様の状況把握をどうするかということで相当苦労されたとかというのは県の記録とかでも読ませていただいたことがあります。事前にどこまで備えていくか、そしてそれが県の施策としてどこまで打ち出せるのかというところはなかなかぱっと思いつくところがないんですけれども、ただ、やっぱり東日本大震災の教訓を踏まえて県としてこういう姿勢を持っておくべきなんじゃなかろうかというところは非常に貴重なご意見かというふうに承りましたので、今お話があった伝承課さんのアドバイスも受けて、震災を踏まえて云々とか何がしか盛り込めないかは検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○本図会長 貴重なご意見ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。佐々木委員、

お願いします。

○佐々木委員 佐々木とし子と申します。よろしくお願いします。

資料1の③のところに、こどもの遊び場の整備についてということで一番下のところに、ご意見の内容のところなんですけれども、「子どもが気軽に遊べる場所（児童館、公園など）をもっと増やしてほしい」、その下に「若者が楽しめるような公共施設を増やしたらより若者が幸福になると思います」というのが書いてあるんですが、この幸福計画の52から53にかけて児童館のことが記入してあると思うんですが、もともと児童館は、ここにも書いてあるように、「児童館、児童センターの大きな役割である「遊びの拠点」と安心・安全な「居場所」を通した子どもの健全育成を確保するため、児童館等の相互の連携や児童健全育成活動の普及を支援していきます」というふうに書いてあるんですが、今、県内の児童館を見ると、児童館そのものの働きではなく、イコール放課後児童クラブになっているような感じがすごく見受けられて、気楽に以前だと中学生とかジュニアリーダーさんとかも、児童館で、行って、小学生、自由来館の子どもたちと遊んでいる状況を見ることができたんですが、児童クラブが何となくもう牛耳っている感じで、自由な感覚がなくなっているかなというふうに思うと、ここの中に、児童館とはそういうゼロから18歳の子どもが自由に行って遊びなどを体験できる場所だということも一言入れてあるといいのではないかなと思うのは、町とかの職員も児童館は児童クラブだろうと思っている方が結構いらっしゃるので、児童館そのものの本質というののもちょっと書いておいていただけるといいなというふうに思いました。以上です。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。

今日欠席でございますが、齋藤委員などその点お詳しいところかとは思いますが、今お話がありましたように、確かに、制度上ですと児童館というのは18歳までが対象ということでうたってはいるものの、じゃあ現場でどれぐらいということになりますと、確かに私も、例えば石巻市の「らいつ」といったところだと、割と年齢の高い層の方のご利用もあったりとか、そういった方の意見を伺ったりというのはお話としては承知をしているんですけれども、それが県内の児童館にどれだけ浸透しているかと言われますと、確かにそこは課題としてあるのかというふうに思います。確かに放課後児童クラブということになりますと、例えば親御さんのお仕事の関係とかそういったところも背景にある制度になりますので、重なり合う部分もあるのかもしれませんが、やっぱりそれぞれの制度化に至る趣旨のところもあると思いますので、そういった方々まで広く利用できるような児童館、できるものとしての児童館、そういったところの説明につきましては何がしか加えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ざいます。

○本図会長 ありがとうございます。はい。

○大橋委員 大橋でございます。

私も前回お話しすればよかったかなという反省がまずあるんですけども、19ページのこどもの貧困対策の部分で何点かございます。子どもの貧困に関してはこども大綱の中でも重点的なテーマとして掲げられていると思いますので、そういった前提の下、質問というか意見させていただきたいと思っております。

20ページのほうなんですが、まず1点目ですね、基本的方向性の4つ目の段落ですね。「各教育段階において、意欲と能力のあるこどもが経済的状況にかかわらず」ということが書いてあるんですけども、実はこの「意欲と能力のあるこどもが」という前置きがこども家庭庁のこども大綱をつくる際でも結構議論になった点でございまして、結局、「意欲と能力のあるこどもが」という前提を置いてしまうと、我々もそういう子どもとか家庭と関わっていますけれども、家庭的な環境等においてそもそも意欲だとか能力を伸ばす機会とかそういったものが得られなかった、得にくかった子どもたちがやっぱりより困窮のリスクが高いと考えておりますので、そこを前提にしてしまうとこの計画で特に大事にすべき子どもたちが排除されてしまうんじゃないかという懸念をしておりますので、例えば「家庭環境等にかかわらず全てのこどもが」とか、そういった表記のほう望ましいのではないかというふうに感じたというところが1点でございます。

あと2点目が、20ページと21ページにまたがる場所なんですけれども、20ページの下から4つ目の行ですかね、「こどもの社会的自立を確立するためには」という表記がございまして、21ページの上から4行目ですかね、「生活困窮世帯等のこどもが経済的に自立することができるよう」という表記がございまして、20ページでは社会的自立という言葉を使っていて、21ページでは経済的自立と限定されていると。福祉の世界では「自立」の言葉の使い方をすごく皆さんこだわっておりまして、いわゆる経済的自立だけが目標ではないだろうということは、これは文科省の不登校対策等、そういった文脈でも今は社会的自立という言葉に統一されていたりだとかしますので、私としては、経済的自立というところに自立を限定してしまうのではなくて、もう少し広い社会的自立だとか、そういった表記で統一されたほうが計画としては望ましいのではないかと感じたというところでございます。

以上2点、細かいところで恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○事務局（西城子ども・家庭支援課長） 子ども・家庭支援課でございます。貧困家庭を担当

しております。

今おっしゃっておられました20ページの上のほうですね、上から4番目の「意欲と能力のある」という表記、確かにおっしゃるとおりでございまして、その2行下に「全てのこどもに」というような表記もございますけれども、ここはやはり、今おっしゃられたような懸念があるということで、全てのこどもというような形で表記を考えたいと思います。

それから、社会的自立と次の21ページの経済的自立というところで、確かに20ページのほうで現状と課題のところで社会的自立という文言を使っておりましたが、21ページのいわゆる方向性のほうで経済的自立という言葉のみを使っているような形になっておりました。ここも表記、考えて直したいと思います。

○本図会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。では、またここもお気づきのことがありましたら戻るということで、時間がもったいないのでまずは進めさせていただきたいと思います。

3つ目の固まりになります。最後に、計画の第Ⅵ章、指標、数値目標、それからⅦ章、資料編、74ページ以降ということになります。事務局からのご説明に対してご質問、ご意見があればお願いいたします。

○大橋委員 大橋です。度々失礼いたします。

指標のところにつきまして前回の審議会で意見させていただきまして、その点は一部反映いただきましてありがとうございました。

先ほど説明の中で構造化についてはなかなか難しいという話があったけれども、こども家庭庁のそもそもこども大綱のほうでこういった指標をつくっていて、ある程度構造化というか、包括的に現状を把握できるように考えていると思うんですけども、そういった国のほうで考えている指標が自治体において見たときに設定しにくい何か理由というんですかね、もしそこがあるのであれば、これはやっぱりこども家庭庁とかのほうに伝えて、自治体で使いやすい指標という観点も考えていかなくはいけないんじゃないかと思いますので、もし何かこども大綱のKPIとこの県のKPIでうまく使いにくいとか流用しにくいと感じたところがあれば、その理由とかをぜひ教えていただきたいと思います。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。

指標について各施策との厳密な1対1対応と言いますか、そういったところの難しさがまずあるのかなといったところが1つありますのと、国のほうで確かにこども大綱ですと相当多くの項目等を上げているところもあるんですが、その中で、例えば国でございますと毎年のよう

に経年で調査を行えている項目が多数ありますけれども、それを県で同じように行えるか、あるいは国の調査の中で都道府県別の内訳といったものが示されているかといいますと、なかなか国と同じような項目をそのまま活用するわけにはいかないというような制約を感じているところでございました。

その中で、14という項目数ではございますけれども、前回の幸福計画よりは若干指標を組む数も増やす形としており、また先ほど申し上げましたが、もちろん計画をつくって終わりではなくて、進捗管理をしていくというところが大事ではございますので、ここはこの審議会のあるいは庁内での推進本部の場等でその時々経過を追っていくと考えているところでございます。

○大橋委員 ありがとうございます。

○本図会長 大橋委員、よろしいですか。

○大橋委員 はい。

○本図会長 子どもの実態に国のように調査で迫っていくというよりは、今ある施策ベースで、それと、既に多分、行政評価とか政策評価で県庁でやっていらっしゃったものをうまく活用しながら継続的にウォッチングしていくという、そういうことですかね。

○事務局（三浦課長） はい。上位計画として「新・宮城の将来ビジョン」があるというご説明を先ほど申し上げましたが、その将来ビジョンの中でも、進捗状況等を評価していく、まさに今本図会長からお話があった行政評価の手続きがありまして、毎年、いわゆるこの子ども・子育てに関する施策も評価対象になっております。こちらの審議会でもご意見をいただいておりますが、こちらは合計特殊出生率とかに着目したときにはなかなか芳しくないといったところに関して多々ご意見をいただいております、そこは外部の委員の皆様からのご意見も含めながら施策の改善等をさせていただければと思ってございました。

○本図会長 ありがとうございます。もし可能なら、大橋委員のご指摘は、こども家庭庁の指標というのが大変目立っているのです、それを十分研究された上で、今県庁ですずっとやってきている行政評価の施策ベースの評価を活用しながら、検討の中で無理なくきちんとやっていくというようなニュアンスが、知事の下での支援会議でしたっけ、あそこで指標全体をまた見直していくときにそういう視点も含まれているというようなニュアンスがどこかで本文に無理ない範囲で追記していただければ、この点については、県庁の皆さん病んでしまうんじゃないかというぐらいすごい行政評価をやっているから、ちょっと大丈夫かなというぐらいの量ですので、でも、あれを財産として活用していくんだという視点がもう少し県民の皆様には伝わ

るといいのかもしれないというのはちょっと大橋委員のご指摘で感じたところでした。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。まさに県庁ですね、行政評価に関しましても、来週から県の2月議会が始まりますけれども、そのタイミングで、これまでやってきた取組をどう評価して、それが令和7年度の予算とかにどのように反映されたのかというような報告を取りまとめて議会のほうに情報提供しているというような手続もありますので、そういった行政評価の手続とこちらの進捗管理といったところをどう連動させていくかといったところも、どこかに書き込めるか検討していきたいと思います。

○本図会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

それでは、ここも含めまして、もう一度全体に戻りましてご質問やご意見がありましたらいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、事前に資料も入念に準備をしていただいて拝読させていただいて、それぞれ意見も言っていることもあり、ご質問についてはないのかなと思うんですが、この案を、今ご意見いただいたところは最終案にできる限り事務局で推敲して入れていただくということで、最終案という方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。皆様が大きくうなずいてくださったものとして進めたいと思います。

では、その上で、せっかく専門性を背景にして本日ご出席いただいております皆様ですので、最終案に対する、今後のですね、ペーパーに対する期待も込めて一言ずつご意見をいただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。では、着席順から武藤委員から、ご専門でもありますし、口火を切っていただけますでしょうか。

○武藤委員 この計画を進めていくのに並行しまして社会情勢もいろいろ目まぐるしく変わり、そして子どもに係る様々な痛ましい事故とか事件というものもあって、子どもの幸福を考えたときには、これも、この視点もということは、いついかなるとき見てもどんどん出てくるのではないのかなというふうなことを感じながら、資料のほうに目を通させていただいていたところでございます。

私も学校現場、それこそ先ほど紹介させていただきました不登校特例校、学びの多様化学校の子どもたち、そして親御さんに関わる中で、一概に教育だけの問題ではない、経済の問題、そして家庭をいかに支援していくか、そういったものが総合的に整っていかないとなかなか子どもたちの足が学校に向かないというような、そういったところと毎日対峙しているようなところもたくさんございます。ですので、今ここに整ってきましたこの幸福計画が私たち子どもたちに関わる関係機関を支えるものであること、そして、私たちが設置されているそれぞれの

場所の自治体等々を後押しする、それは時に牽引する、そういった力のあるものとしてこの計画が掲げられているということ、そして、私たち自身もしっかりとアクションとして動いていかなければ、子どもたちのためにというところにつながっていかないのだなということを改めて感じる中でこの計画のほうを見させていただきました。途中から最後のところでの審議参加で、もしかしたらずれている発言がございましたら大変申し訳ございませんが、改めて私自身も持ち帰ってまた子どもたちとの関わりの中に生かせたらなと思ってお聞きしておりました。ありがとうございます。

○立岡委員 立岡でございます。

いや、何かもう本当に、何となく気になった点は入れていただいたのでいいなというふうに思っていますが、やっぱりボリュームあるなというのはすごく感じながら、ただ、やっぱり入れ込んでいかないと、やっぱり書いてませんからとかというふうになっちゃうから、少しでも触れてもらうというようなことで、これってこういうふうに解釈できますよねとかというのがやっぱり大事なんだろうなというふうに思っています。

うちも本当に、大橋さんのところもそうかもしれませんが、若い人を何とか採用したいなと思って、何とか昨年4月から新卒入ったんですけども、3人入って1人辞め、2人今残っているんですけども、やっぱり価値観が全然違うなというのをすごく感じていて、うち、一番上が90歳ぐらいの職員がいるんですよ。これも問題なのかもしれませんが、20代から90代までが同じ職場で働くというと、この70年間の価値観の違いみたいなものがすごく、本当に何か、いろんな多様性というけれども、一番の多様性のこの年代格差をどういうふうに埋めていくのかといいながら。

今の僕らの世代と言うと、こんなこと言うからまた問題かもしれないんですけども、でも本当に何か純粹に真っ直ぐに。ただ、やっぱりお父さんとお母さんを見ながら実際に一生懸命まあ勉強してきて、何か本当に明るい未来を見えないというか、何かやっぱりちょっと世代の中において、でもいい子たちなんですよ、すごく、というのをすごく感じながら、ここを本当に、でもこの子たちが将来本当にこの地域を担っていくということを考えると、やっぱり我々世代みたいな人たちがたくさんいるような状況下でもあるので、どういうふうにでも少しずつ少しずつやっぱりいろんな人がいるんだということを分からせていく必要があるのかなという。何となく、いろんな大人の人たちを見る機会がないんじゃないのかなと、なかったんじゃないのかなというのをすごく、うちの新卒を感じながらすごく受けて、本当に身近な、ちょっとした自分の周りの地域の大人ぐらいとあと学校の先生ぐらいしか知らないんじゃないかな

という中で、やっぱり本当に体験格差みたいなのがすごく大きいんじゃないのかなというのをすごく感じたので、やっぱりそういったところがこの計画の中ですね、いろんな格差をなくしていけるような状況下になって、将来を担う宮城の子どもたちがよりよい形で成長していったほしいなというふうに切に願ひまして、私の一言とさせていただきます。ちょっと長くなりましたが、ありがとうございました。

○本図会長 ありがとうございました。竹下委員に行けますか。最後がいいですか。

○竹下委員 どちらでも大丈夫です。

○本図会長 では、竹下委員に。すみません、座席順、そうになっておりました。

○竹下委員 ありがとうございます。ファザーリング・ジャパン東北の竹下です。今日は、すみません、子どもの看病がありまして、こうやってオンラインで参加させていただいております。失礼いたします。

私、子どもを2人、5歳の子と中学校の2年生の子どもを育てているんですが、本当に、便利になった世の中なんですけれども、その分、様々な課題が多く増えてきているなというのも事実です。特に子どもたちですね。今までなかったデジタル、非常に便利になって助かっているという方もいると思うんですが、その分、それでちょっとつらい思いをしたり、または悲しい思いを親御さんがされたりということで、様々な問題が起きていると思うんですけれども、それをサポートしてくださる先生方や、保育園の先生だったり小中学校の先生方というのも、この何年間かで非常に環境が変わっていく中で時流に追いついていくというのが大変な中、よくサポートしていただいているなと思って、日々私感謝しているんですけれども、そういった中でも、この宮城にいる子どもたちが、やっぱり宮城に生まれてよかったというのと、お父さんとお母さんの子どもであってよかった、この小学校、この中学校、この高校で学べてお友達ができてよかった、そういうふうな子たちが一人でも多くできるように、この案がみんなに届けられるといいなというふうに日々思っております。すみません、何かちょっと感想みたいになってしまいましたが、以上です。

○本図会長 ありがとうございました。では。

○高橋委員 公募委員の高橋です。今日はご説明いただきましてありがとうございました。

ご説明いただいた中で、資料1の5ページ目にみやぎ高校生フォーラムの中で意見があったようなんですが、下から2行目の「若者の幸福は若者が広めていくべきであって、県が広めていくときにはもっと若者の声、現状が分からなければいけないと思う」、こういう意見が出されていたことに対してとてもうれしいなというふうに思って今日説明を聞いておりました。こ

ども大綱の基本方針の一つでもある、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴く」というものが方針の一つにあるかと思います。そのためにも、みんなで一生懸命計画を策定しましたこの計画が多くの県民に認知されることを期待して、私のほうから2つほどお話しさせていただきたいなと思っております。

この計画というのが大変ボリュームのあるものですので、もしよろしければ概要版というものを作成したらどうかというふうに思っております。そうすることで、コンパクトにまとめた概要版をホームページや機会あるごとに配付したり、また、予算のこともあるでしょうけれども、学校を通じて家庭へ配付できたら理想かなというふうに思っております。それで、その見本となるものをちょっと探してみたところ、石川県のホームページにいしかわエンゼルプラン2020〔概要版〕というものがあまして、8ページぐらいにぎゅっとコンパクトになったものが見つけられましたので、もしよろしければそれを参考としてご検討いただけないかなと思いました。

2つ目なんですけれども、次年度以降のこの審議会に対する報告についてなんですけれども、写真なども添えて報告されたいかがでしょうかというふうに提案させていただきます。といいますのは、次年度以降のこの審議会では、この計画が確定しまして、計画に対する実施状況の報告というものをこの場でご説明いただくかと思うんですが、通常の資料ですと数値の達成状況と実施状況の概略が資料として配付されまして、そのポイントについてご説明をいただいているかと思うんですが、その際、各県職員などが取り組んでいただいている写真とか取り組んでいるイベントの状況の分かる写真や、あとチラシなども添えて説明されると、聞いている側もその場にいるような雰囲気があって非常に分かりやすいのかなというふうにも感じております。この審議会は、県職員の方々が常日頃、一生懸命業務をされているものを代表して報告したりPRする場でもあるのかなというふうに勝手に思っております。それで、この場をどんどん活用していただいて報告して、いい事例なんかは私どもがほかにもお伝えできるようにしていただければありがたいなと思っております。その参考としてなんです、青森県のホームページにのびのびあおもり子育てプラン令和5年度取組内容と評価というものがアップされておまして、それを参考にいろいろ組立てを工夫されたいかがかなと思いました。

私からは以上です。

○本図会長 ありがとうございます。では、関委員お願いいたします。

○関委員 関澄子と申します。

私がいつも感じているのは、保育士不足と少子化の解消と、保育士の質をいかにしてあげて

いくのかということです。現状として、少子化の煽りを受けて小規模の保育園が閉園する状態が続いている一方、保育士は不足しています。国からは処遇改善をはじめとしたたくさんの援助をいただいておりますけれども、人材の確保には至らないことが多く、今後どのようにして保育士を確保していったらいいのかと非常に難儀しております。また、求職者がいたとしても、彼らはハローワークの求人には目をくれずに、就職のお祝い金などが出る人材派遣や人材紹介会社を頼っており、園では保育士不足を解消するために紹介手数料を支払わざるを得ず、園の大きな負担となってしまっています。

次に保育士の質の問題ですが、たくさんの保育園や認定こども園などできたことにより、待機児童は少なくなり、仙台市もゼロに近い状態になったかとは思いますが、その質はどうかということを問われると、私もちょっと首をかしげたくなるようなところがありますので、保育士の質をどう高めていったらいいのか、という点を今のところ問題視しております。保育士というのは、一日中子どもから目を離さずに見てあげないといけない状況に置かれているので、子どもへの配慮が行き届くようにもっと数を増やさなくてはいけないことは確かですが、保育士は子どもたちの日々の生活を安全に過ごさせるだけではなく、就学前の基礎を築く為のサポートをしていくことも大事な仕事の一つですので、保育の質というものに関しても考えていただきたいと思います。

次にあげたいのは、幼保小の小学校との連携についてなのですが、地域によって大分格差があるようにおもわれます。先日、東北大会が行われて、東北6県の方たちが代表で幼保小における話し合いをどのぐらいの間隔で行うのかということをお話ししていたのですが、幼保小の連携に関して宮城県は何にもやっていないよねというような話が出てがっかりしました。また、小学校の連絡会議においても、この子はこういう状態、あの子はああいう状態、役員さんはどのお母さんがいいですかねみたいな、そんな話ではちょっと困るんのではないかと思います。連絡会議においては、小学校と幼稚園、それから保育園が年間を通してどのように連携を図っていけばスムーズな学校への入学につなげていくことができるのか、といったことが一番大事であると思いますし、宮城県の中でも地方の方たちは頻繁に交流しているところもあると聞いています。だから、全体としてそんなに宮城県が交流していないわけでもないとは思いますが、仙台市のお話を聞くとそれほど学校と幼稚園・保育園で緻密に連絡し合うということがないので、幼保小それぞれの先生方がそれぞれの施設に出向くなど、いかに子どもたちが安心して小学校に上がっていけるかという幼保小関連の問題なども多く取り上げていただきたい、ということを感じております。

あとは、大変緻密な計画を立てていただいているので、本当にこれが一つ一つ丁寧に実行されることを望んでおります。以上です。

○本図会長 ありがとうございました。回答は後ほど最後までまとめていただくということで、佐藤委員お願いいたします。

○佐藤委員 小学校校長会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

前回お話ししたこどもアンケートの結果の自己肯定感の低さとか、そういうところをしっかりと反映していただき、本当にありがとうございました。

最後に、私が一番課題だと最近感じていることを一つ紹介して終わりにしたいと思います。幸福計画でいうと11ページに「生活習慣の形成と定着」というところがあって、その現状と課題というところで1つ目や2つ目のダイヤのところにあるように、親の生活習慣が子どもに与える影響が大変大きいということが挙げられます。一番今感じているのはメディアコントロールの必要性です。学校のほうではタブレットをかなり授業で使うようになって、学校でもかなりタブレットを見るのですが、それ以上に、スマホの所有率が大変上がっておりまして、家でかなりスマホを見ている時間、動画等を見ている時間が多いということがあって、ですから学校に来て授業になかなか集中できない子どもたちが増えているな、ここにすごい今課題を感じているところです。学校としても、保護者にただ伝えただけではなかなか変わらないので、家庭でどういう約束をすればいいのかとか、子どもたちにどういうふうにしていけばいいかという児童会等の話し合いを持たせて、もう少し来年度はうちの学校でもどんどんメディアコントロールを子どもたち自身ができるようにしていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○本図会長 ありがとうございました。では、佐々木委員お願いいたします。

○佐々木委員 今、学校でそういう子どもたちが増えているというお話があったんですけども、以前にも、発達障害も増えているけれども、発達障害もどきの子どもたちも増えていて、その2つぐらいの原因が愛着障害とそれから睡眠障害、メディアをずっと見ていることで寝ていても脳が休んでいないということで、睡眠障害によって発達障害と同じような行動を起こすというのがいろんなところで言われているんですね。それで、検査に行ってみてくださいと言われても、そういう専門医療のところは何か月も待ちの状態というのがあるという中で、こども家庭庁が2025年から発達障害の可能性を見極めるために有効な5歳児健診の普及に取り組むというのが前何かに載っておりまして、その健診の中で多分発達障害かもしれませんから専門医に行ってくださいと言われると、さらにその医療機関、専門の医療機関が待ちがすごく増え

るのではないかなというふうに思いました。

それで、2月2日の新聞に、発達障害相談体制を強化するというのを、こども家庭庁がですね、相談体制で支援強化の関連費用25億円を計上したというふうなのが新聞に載っておりまして、これから子どもや家族に身近な場所で発達相談を実施することができるような内容が記事の中で、そして、自治体が委託した医療機関から派遣された心理士たちが相談に乗るというふうに書いてあるので、これからそういうのがあるのかなと思っているんですが、私の身近なところで、発達障害かもしれないので相談に行ってくださいと言われて、行って診てもらったらグレーですと言われて、そのグレーだと言われた親は、発達障害と言われたほうがいろんな支援を受けられるのに、グレーと言われたことでどうしたらいいんだろうとやっぱり悩みを抱え、余計に抱えてしまっているということがあるということなので、そういう相談を増やしていただけると親も安心していいのかなというふうに思いましたので、そういう対応もよろしくお願いしたいなと思います。

○工藤委員 宮城県保育協議会の工藤でございます。

まずは、この非常にボリュームのある計画、最終案のところまでこぎ着けていただいたことに本当に感謝申し上げます。

この審議の中で私の一番の感想としては、さて、これを宮城保協に持ち帰って会員の皆様にさてどうやってうまく伝えていこう、この計画の推進に当たっては、もちろん私たち専門職、その団体がこの計画の実行の支えをさせていただく必要があるんだなというところを本当に強く感じました。保育士というか保育園もそうなんですが、意外に子どもたちの成長、自分のところから手を離れて大きくなっていく子どもたちがどんな環境にあるのか、どんな困り事を持っているのかというところが意外に知識としてない場合が多うございます。本当に貧困であるの、そんなことを言い出す者も実はやっぱりいるんです、実感がないですから。なので、この計画を成立までの成り立ちを見る中で、やはり世の中というのはこういうことなんだよねという、すごく現実を見させていただくことができる、そういったものになっているし、それをいかに現場のスタッフに伝えていくことが大事か。それが翻って保育士たちも、こういう計画がきちんとある、世の中に生まれてきた子どもたちの幸せを願う気持ちは私たちと同じ、それ以上にいろんな方々が考えて、それはもちろん県の方々も一緒なんだよなというのはものすごい力になるかなと思うんです。どこか、何か自分たち保育はもしかすると、給料も低く待遇も悪く、何となくこう隅に追いやられているんじゃないかなんていう、ちょっと卑屈なところがあったりもしますけれども、いやいや実はそうじゃない、計画の中に私たちきちんと位置づ

けられているよ、やはりこれを見てきちんと頑張るべきだよね、もっと取り組むべきこといっぱいあるよねというお話ができる、そういったものになっていらっしゃるのを見まして本当にうれしく思いました。

ぜひこの計画の実施に当たりましては、県保協でさせていただいている研修のレポート、基調報告、様々なところでぜひこの計画の紹介等でお力をいただければと思います。ありがとうございます。

○鹿野委員 県民児協の鹿野でございます。

私は、49ページの共に学ぶ教育の推進というところで、現状と課題の中、「障害が重くても地域の小・中学校で学ばせたいという保護者がいる一方で、特別支援学校で学ばせたいという保護者もあり、学校教育に対するニーズが多様化しています」という中で、基本的方向性のところで「本人や保護者の希望を尊重し、こどもが地域の小・中学校で」という文言、これでも、障害を持つ子どもさんを持つ保護者にとって希望に向かっていけると思っています。学校の整備を整えてきたいというところです。やはり障害を持っていても地域の子どもたちと一緒に学ばせたいという保護者が確かにいるはずですよ。私も障害を持った子どもを育てるときに、30年ほど前なんですけど、地域の教育委員会にお願いし、地域の子どもたちと一緒に学ばせてもらい、とてもいい、先生方や保護者の方にも、助け合ってみんなでやり遂げようという心が子どもたちにも育ちましたという話もいただいたり、また一方では、そういう子がいると教育段階に支障を来すのでという保護者の意見も確かにありました。

でも、やっぱり子どもは支援を受けて、支援学校で、私の考えとしては、支援学校を卒業して自立したときというよりは、やっぱり障害があっても地域の子どもたちの中でできるだけ生活をしていけば、自立したときに、社会に出て不自由さを感じるようにならないためには、社会の受皿次第なんですけど、そういうところを考えると、通常の学級に子どもを学ばせたいという保護者が確かにいるはずなので、その受入れ体制についてのこの基本的方向性というのにとってもうれしく思ったというのか、そういう保護者にとってはとてもよい方向性だと思います。

それからもう1点なんですけど、育児休業を取得する方がこの頃増えてきてとてもいい方向にあるという中、先日、報道の中で、父親が育児休暇を取得した後、なかなか職場に復帰できない状況にある父親がいるという報道がありました。それはなぜかという、母親を育児、家事から少しでも助けてあげたいと思い育児休暇を取ったのですが、育児と家事の負担が大きくて、でもそれを、せっかく休ませようとして取った休暇の負担を、とても大変だということを母親というのか妻に伝えることができず、すごくもう悩んでしまって、産後の母親の鬱と同じよう

に父親が育児鬱、家事鬱になっているというそういう状況が増えてきて、診察に来る父親が大分多くなってきているという報道があったので、そういう父親への、鬱というか、何かそういう支援も考えなければならないような状況になってきていると思いました。以上です。

○大橋委員 大橋でございます。冒頭に部長からも計画はつくって終わりじゃないというお話がありましたけれども、この後、実行を一部担わせていただく立場としても、当事者意識を持って関わっていきいたいというふうに考えております。

その点でやっぱり一つ大きな懸念としてあるのは、我々だけじゃなくて、立岡さんからそんなお話がありましたけれども、社会全体で子どもとか子育て支援を支える担い手がやっぱりどんどん足りなくなっているし、これから人材不足の状況がよくなるということは基本ないと思うんですよね。より難しくなっていく一方だというふうに感じております。またこども家庭庁の話を引き合いに出して申し訳ないんですけども、やっぱり国の部会とか審議会でも支援員の確保や質の担保という話が必ず出てきて大きなテーマになっておりますし、当然宮城でもそうだというふうに思っております。

そういった観点でいうと、当然、処遇を改善していない……、働いてこういった活動に関わる方を増やしていくということも当然大事ですし、働くという形じゃなくいろんな形で関わり方はあると思うので、子どもや子育て支援あるいは若者の問題とかに関心を持って、自分ができることを何かやってみよう、取り組んでみようという方が増えていくことが大事だというふうに思っていますので、この計画、いろんな取組がありますけれども、やっぱりその一番ベースには、どうやってそういった、今自分たちが生きている社会の子どもたちや若者たちの問題に関心を持って、何かできるんじゃないかというふうに感じてもらえる方を増やしていくということをやったり基本のところやっていかなくてはいけないのかなというふうに改めて感じました。

その一方で、最後なんですけれども、一方で、今もう一つ懸念していることが、こういった子ども支援といったことに対して、すごくたくというか足を引っ張るというか、そういった風潮というのが一部出てきているのかなということをすごく懸念しておりまして、特にネット上の世界とかでは顕著かなと思うんですけれども、こども家庭庁をたたいたりとか、子育て支援する方々をすごく足を引っ張ったりだとか、そういった動きが一部目立っていて、その背景にはやっぱりみんなが苦しくなっていると。物価高であるとかいろんな要素で苦しくなっていく中で、何で子どもだけ優遇するのかと、あるいは生きづらさを抱えている子どもや家庭だけ優遇するのかみたいな、そういった不公平感みたいなのがどうしても背景に強くなってきてい

るのかなと感じていて、震災のときもそういうことを私らはすごく感じたんですね。みんなが、被災者が苦しい中で、ここの被災者だけ優遇されている、ここは何も来ないとか、そういった場面をたくさん見聞きしてきたので、やっぱり同じような行動というのが最近強まっているんじゃないかなということをすごく懸念してしまして、だからこそやっぱり、戻りますけれども、こういった問題に関心を持ってくださる方々、当事者意識を持ってくださる県民の方々を増やしていくというか、そういったところがより大事になってくるのかなということを感じながら聞いておりましたという感想でございました。以上です。

○大庭委員 仙台商工会議所の大庭と申します。

まずは、委員の皆さんの意見がしっかり詰まった最終案が出来上がったことに対して、感謝を申し上げます。

日本商工会議所が去年、仕事と育児の両立推進について取りまとめた調査で、中小企業の約8割が必要を感じていると答えているが、十分取り組めていないと答えているのが3割を超えているという結果も出ていますとおり、両立しやすい社内体制整備が求められています。

そこで、日本商工会議所が昨年の12月に「多様な人材の活躍に関する重点要望」を取りまとめまして、仕事と家庭の両立支援において、子ども・子育て政策に関する財源負担の適正化ですとか、両立支援に取り組む企業への支援の強化を政府に求めています。宮城県さんとしても、来年度、男子育休の取得奨励金など様々な施策を打ち出されると思いますので、そういったところで悩んでいらっしゃる中小企業の皆様にしっかり対応いただくとともに、我々としても情報提供を含めて対応していきたいと思っています。

ほかの委員の方もおっしゃっていたように、計画をつくった後の周知広報が非常に重要になってくると思いますので、高橋委員がおっしゃっていたような概要版の作成ですとか、県民や中小企業にとって分かりやすいチラシなどの広報媒体で情報発信していただければと思います。ぜひ取り組んでいただいて、我々も情報発信に協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○立岡委員 会長と副会長がしゃべる前にちょっと一言、内容についていいですか。

○本図会長 はい。

○立岡委員 最近僕も助成金の審査員みたいなのをするようになってきて、そこですごく東京あたりで多いのがステップファミリーに関する支援なんですね。いわゆる初婚・初婚同士ではない、再婚夫婦の子どもたちの問題といったところをやっぱりきちっと支援していかなければいけない。あとは、初めて親になるという、子連れのお母さんと一緒になったお父さんが、結

局、どういうふうに子育てしていいのか分からないというのを支援していかなければならない
というような形の申請する団体が増えてきていて、どうしてもやっぱり、これを見ているもや
っぱり初婚・初婚で子どもというようなイメージが少し感じるんですけども、もう今後は多
分、初婚・初婚とかではなくて、初婚・再婚、再婚・再婚とかという形の中で多分新たにまた
子どもができてくるという状況でやっぱり子どもが増えていくというふうに持っていかないと、
多分、初婚・初婚で考えたらいつまでたつたて下がっていく一方だと思うんですね。

そう考えると、そういったステップファミリーに関する支援というのをいわゆる独り親家庭
の支援のところに入れ込むのか、どこに入れ込むのか分からないけれども、やっぱりその部
分に関して、既に5年間の計画ですから、入っていないというよりは、そのステップファミリ
ーの枠組みのところを何らかの形で宮城県が支援するというのはもう入れていく必要が多分あ
るのかな。結局、東京から数年遅れで基本的にいろんなことが地方に流れてくるような状況下
の中においては、多分今の段階で書き込む必要はあるんじゃないのかなと、すみません、思い
出したのでちょっと言わせていただきました。ありがとうございます。

○西浦委員 西浦でございます。

幾つかというよりも、かなり熱い議論が進んだので、私のほうもどうコメントさせてもらお
うかなと思いながら聞いておりましたので、やはり熱い議論ができるというのは、子どもの権
利を守るのは大人というふうな考え方を持っていらっしゃる方が集まっているんだというふう
に思いながら聞いておりました。

その中で、この計画は非常にボリュームがあって、私ども事前に配付されたものに目を通し
たきたんですが、かなり大変だったんだろうなということで、取りまとめお疲れさまでしたと
いうことと、キーワードになっているウェルビーイングに関しては、ただ3語しか、3ワード
しかこの計画に実は盛り込まれていないという、そういう批判的な見方もできなくもなく、た
だ、どういうふうに私は捉えたかという、3語だけではあるんですけども、血肉のように
しみ込んでいるような政策というふうに実は捉えていまして、それが189の事業ですね、そう
いうところになっているんだろうなと。ただ、ウェルビーイング自体の言葉が私も人に説明する
のに非常に難しいワードだというふうに見ていて、そこのところをいかにこう、パンフレット
でとか、何人かの先生方から出てきていましたけれども、どういう形で広報したりとかアナウ
ンスするかということが今後の恐らく実行するところでの課題なのかなと思って聞いており
ました。

そういったところで、私なんかがちょっと今考えているところは、ちょっといい感じなのか

なという。ちょっといい感じにしたいんだけど、持続可能なちょっといい感じをキープしたいみたいな、そういう印象が実はウェルビーイング。それも、身体とかそういったところから社会全体のウェルビーイングまで広く扱えるような、そういうものであってほしいなど。その中で、先ほどの施策ですね、189の施策に関しては、チャレンジできる社会であってほしいというそういう思いを持ちながら聞いていたところです。

それを受けて指標の話も出てきました。私も指標に関しては、例えばですけども、斜線が引っ張ってあったりとか、県単独で指標をつくるのはかなり難しいというふうに見ていたんですが、例えばですけども、東北6県だったり仙台市だったり、近隣のそういう指標をこの背景に、ここに出さなくてもいいとは思いうんですけども、考える際にはぜひ活用していけるんじゃないかと思いながら、モニタリングの必要性なんかを見ていたところでした。

そういったところも踏まえて、全体の印象はそういう形だったんですが、ちょっとお時間をいただいて個別のところでも3点ほど抜き出すと、メディアリテラシー教育の必要性ですね。SNSだとか、それこそアニメ・ビデオ系のコンテンツが、性描写だったりそういうところがかなり過激なものが出てきていて、小学校でいろいろ起こっているということは、実は低年齢化していてすごく相談件数が今多いです。恐らく5年後ぐらいにかなり社会問題になる、もしくは3年ぐらいでもう出てくるんじゃないかなというふうには思っているので、予防策のようなものもモニタリングしながら手を打っていただくほうがいいのかなというふうに思っていました。そういうところのメディアコンテンツへの規制はヨーロッパとかかなり進んでいるところなので、少し気になっていたところです。

もう一つは放課後の居場所で児童館、私も児童館、児童センター、児童クラブ、全て見ていたような状況なので、委員の先生から出てきた発言なんかも非常によく分かる部分でした。加えて、ここにも盛り込まれてはいるんですが、放課後デイが新しくいろいろ出てきていて、恐らく県のほうでも何らかの支援を求められる立場かと思うので、そういったところも抜け落ちないようにしていただきたいという、それも含めて児童発達支援ですね、そういう大きな枠組み、インクルーシブも含めて大きな枠組みを教育とか保育の中でやっていただくといいのかなと思っておりました。

3点目は、防災教育の話も出ていました。東日本がやはり印象が、インパクトが強いので、そういうところが出てきているのに加えて、どういう方がやっぱりそういうところで携わっているか。私も、能登の話も分かりますし、ここまで起こった大きなところは実はついていっていろいろ現場へ入っていった人なので、そういったところで見ていると、子どもの身近な存在

の人が前に立って支援をされています。ここでいうと保育者だったりとかあと教員だったりとか、そういうところがかなり研修を、特に若い方とか、10年に1回ぐらいしか起こらないことだとすごく分からない状態になっているので、研修を受けて語り部の方と連携できるような、そういう施策なんかも取っていただけるといいのかなというふうに見ていたところです。

いろいろほかにもあるかとは思いますが、私からは以上です。

○本図会長 では、皆様、それから事務局の皆様、ありがとうございました。

この計画は、今、西浦副会長もおっしゃってくださったように189の施策でということで、箇条書きになっている一文一文に裏づけがあるように、これまでの形成過程を拝見しておりますと、事務局で行っていきますとか取り組んでいきますということが絵空事ではなくて、この事業にひもづいている文章になっている、それを精査されているという過程を拝見してきましたので、本当に、改めて本日この計画を拝見すると、襟が正されるというか、大人たちがこうやって、この事業の下には、立岡委員が頑張ってくださいったように、NPOとかいろんな人たちも入ってのこういった県民で取り組んでいるということだと思いますので、もちろん大庭委員が言ってくださったような企業の皆様のこともあると思います。本当に襟が正される、やっぱりこれを広く、今日マスコミの方がゼロで本当に残念なんです、知っていただきたいし、新規のものもあれば、これまでのものをうまく継続してここにまとめたというものも多いと思うんですが、それはそういうものだ、王道だと思います。そういうふうにして引き続きこのウェルビーイングの下で子どもたちを育てていく、そういう子どもたちも大人になっていってもらいたいということで、この計画をこのようにまとめていただいて、事務局の皆様にも委員の皆様にも本当に感謝を申し上げたいと思います。貴重な勉強の機会をいただきました。

その中で、一つだけやはり、私は教員養成におりますので、それはやっぱり次世代を育てる学生たちとそれから現職の教育にも及ばずながら携わっておりますので、大校長が2人おられますけれども、あちらにもおられますが、先生方と一緒に読んで、こういった包括的な取組が学校の外にもあって、でも、目の前の子どもたちを受け身じゃない子どもたちに、幸福を主体となって追求する子どもたちを育てていくと、そういったところを教員養成の中でしっかりやっていかなければいけないなというふうに思ったところです。概要版というすてきなご意見も出ました。保護者に向けても分かるようにと思いますし、子ども自身に向けても、子ども自身が主体的に幸せを追求していくということがウェルビーイングの本質だと思っております、子どもたちにも、大人たちが、至らないでしょうけれども、一生懸命みんなを伸ばしていこうとする、支えようとしているということがこの計画を通して伝わるいいなと思います。

価値が社会で、公共善といいますか、当たり前の大事にしてきた価値がどんどん揺らいでいる中なので、だからこそきちっと正しく、でも温かにみんなで手を取り合って生きていきたいと思います。というようなことを、この計画を通して県庁の皆様からもぜひ発信していただきたいと思います。及ばずながらですが、委員皆様がそれぞれのお立場でこの計画の広報に無理ない範囲で携わっていきたくときとお心の中でお思いになると思いますので、皆様とそれこそ一丸となってこのこども幸福計画を推進していけたらと思っております。このようなおまとめ、本当にありがとうございました。

では、思い残すところはないでしょうか。ありがとうございます。

では、長時間にわたりまして審議いただきました。ありがとうございます。微修正等、今回いただきました意見はきっと事務局で大抵のところは反映してくださると思いますので、最終的なところは委員長に一任ということにさせていただきます、この最終案で進めさせていただきますと思います。

では、議事を終了いたしまして、進行を事務局にお返しいたします。

4. その他

○司会 本図会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

最後に、議題のその他でございますけれども、ここまでの議事以外で何かご意見とかご質問ございますでしょうか。ありがとうございます。

5. 閉 会

○司会 それでは、長時間にわたりまして貴重なご意見、ご提言を頂戴しました。誠にありがとうございます。また、これまでの本計画の策定に当たりまして様々のご意見、ご助言、改めてありがとうございます。計画の完成版につきましては、後日、委員の皆様にも送付させていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。